



大津市公報

平成27年4月30日
号外(第33号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

- 規 則
 - 79 大津市道の駅地域振興施設の管理運営に関する規則…………… 1
 - 80 大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 訓 令
 - 7 大津市事務決裁規程の一部改正…………… 1
- 教育委員会規則
 - 15 大津市教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則…………… 2

規 則

大津市道の駅地域振興施設の管理運営に関する規則を公布する。

平成27年4月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第79号

大津市道の駅地域振興施設の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市道の駅地域振興施設条例（平成26年条例第80号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、大津市道の駅地域振興施設（以下「地域振興施設」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

第2条 地域振興施設は、無休とする。ただし、市長及び条例第5条の規定に基づき地域振興施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に休場することができる。

(開場時間)

第3条 地域振興施設の開場時間は、終日とする。ただし、市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に開場しない時間を設けることができる。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第80号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表7級の項中「次長（）」の次に「消費生活センター次長、」を加える。

附 則

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

訓 令

大津市訓令第7号

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月30日

大津市長 越 直 美

第2条第11号中「支所次長」の次に「、消費生活センター次長」を加える。

附 則

この訓令は、平成27年5月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月30日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第15号

大津市教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

大津市教科用図書選定審議会規則（平成26年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（調査研究員）

第7条 専門の事項を調査し、及び研究させるため必要があるときは、審議会に調査研究員を置く。

- 2 調査研究員は、教育委員会が指名する市職員をもって充てる。
- 3 調査研究員は、当該専門の事項の調査研究を終えたときは、その結果を審議会に報告するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。